

月例研究会（2018年1月27日）

近江絹糸人権争議直後の 賃金体系をめぐる労使交渉

——性別の違いに焦点を当てて

梅崎 修

本報告では、南雲智映、島西智輝、下久保恵子と一緒に進めている近江絹糸人権争議直後の賃金体系をめぐる交渉の分析結果を発表した。近江絹糸人権争議（1954年6月2日～9月16日、105日間）は、1950年代の日本を代表する労働争議で労働組合が勝利している。今回、人権争議に勝利した労働組合がどのような賃金体系を希望し、労使交渉を行ったのかを検討した。

使用した主な資料は、1) 大阪社会運動協会に所蔵されている「辻保治（元近江絹糸組合リーダー）コレクション」と、2) 我々が行った「近江絹糸人権争議オーラルヒストリー」である。1) は、「大阪社会運動協会所蔵の近江絹糸人権争議資料——辻コレクションについて」『大原社会問題研究所雑誌』第668号（2014年）でも、その概要を説明している。残念ながら報告時点は、膨大な文書資料のすべてを読めなかったが、賃金体系交渉にかかわる資料に絞って時系列で整理し、分析した。

分析の焦点は、「男性一人の賃金で家族を養う」という規範である「近代的性別役割分業構造」を反映した賃金体系である「家族賃金」が、人権争議直後の組合側の賃金体系案の中にも発見できるかどうか、である。多くの組合は、生活給を要求していたが、その生活給の要求の原理として男女差の賃金を是認する「家族賃金」が含まれていたのかについて、当時の雇用慣行と生活実態を踏まえて考察した。

当初組合は、それまで年齢給の中にあつた男女差を完全に無くす第一次案を提示していたが、その後、年齢給を23歳、さらに25歳から男女差を広げる案が提示され、勤続給も男女差をつける案が組合内で議論されていることが資料から確認できた。このような格差をつけるタイミングは、結婚退職を前提にされており、近代的性別役割分業構造を踏まえた賃金体系の要求と言える。

報告では、同時に労働組合運動の基盤であつた文化サークル運動の影響を強調した。実際、職場結婚後の共働き世帯、もしくは一人稼ぎ専業主婦世帯は成立し難く、女性は田舎（農村）に帰り、結婚することが多い。ただし、文化サークル運動の中では、恋愛結婚というロマンティッククラブ・イデオロギーが共有され、労働組合運動が影響を与えていたと解釈した。このような解釈については参加者からも様々な意見を貰った。具体的には、労働組合内の意見の違いなどを分析すべきであること、ロマンティッククラブ・イデオロギーと近代家族イデオロギーの差異が不明確であることなどである。その場ですぐに回答できないので、資料の読解を継続する必要がある。さらに、戦前の女子労働者の労務管理との比較など有益な研究成果を紹介してもらった。

なお、報告時点は、最終的に労使交渉によって確定した賃金体系を資料の中に発見できていなかった。それゆえ、参加者も肩透かしを感じていたかもしれないが、その後資料を再度探し、決定した賃金体系は、男女差を完全に無くす第一次案に戻っていることが確認された。高学歴女性や平均年齢が高い大阪本社において賃金格差をつける案は反対されていたので、反対を反映した結果と言えよう。

（うめざき・おさむ 法政大学キャリアデザイン学部教授）